設計　　検算

業　務　設　計　書

第 号	事　業　名	令和8年度　道路メンテナンス事業
	業　務　名	阿波市橋梁点検調査業務
	位　　置	阿波市内全域
	橋梁点検調査業務 業務費　　円也 業 務 価 格 消費税相当額	
	業　　務 概　　要	橋梁点検：122橋（一般橋:122橋）
	起　　工 理　　由	

執　行　年　度	令和　8　年度
委　託　名	阿波市橋梁点検調査業務
変　更　回　数	
諸　経　費　区　分	公共委託 令和08年度
工　種　区　分	調査、計画業務（設計）
単価適用年月日	令和08年07月01日公共
単　価　地　区	徳島東部１
機損適用年月日	令和08年　公共機械損料
歩掛適用年月日	令和08年07月 公　共　委　託
備　考	

阿波市橋梁点検調査業務

総　　括　　表

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
業務費	1	式			
業務委託料	1	式			
調査、計画業務（設計）02	1	式			
合計					

阿波市

阿波市橋梁点検調査業務

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
調査、計画業務（設計）02	1	式			
直接原価	1	式			
直接原価(積上)	1	式			
橋梁定期点検	1	式			
打合せ	1	式			
打合せ 中間1回	1	業務			単 1 号
関係機関との協議資料作成	1	式			
関係機関との協議資料作成	1	機関			単 2 号
計画準備	1	式			
計画準備 幅員6m未満　橋長2mを超え5m以下	13	橋			単 3 号
計画準備 幅員6m未満　橋長5mを超え10m以下	9	橋			単 4 号
計画準備 幅員6m未満　橋長10mを超え15m以下	20	橋			単 5 号
計画準備 幅員6m以上10m未満　橋長2mを超え5m以下	36	橋			単 6 号
計画準備 幅員6m以上10m未満　橋長5mを超え10m以	26	橋			単 7 号
計画準備 幅員10m以上20m未満　橋長2mを超え5m以	14	橋			単 8 号
計画準備 幅員10m以上20m未満　橋長5mを超え10m以	1	橋			単 9 号
計画準備 幅員10m以上20m未満　橋長10mを超え15m以	1	橋			単 10 号
計画準備 幅員20m以上30m未満　橋長2mを超え5m以	2	橋			単 11 号
定期点検	1	式			

阿波市

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
定期点検 特定の溝橋等 幅員6m未満　橋長2mを超え5m以下	13	橋			単 12 号
定期点検 特定の溝橋等 幅員6m未満　橋長5mを超え10m以下	9	橋			単 13 号
定期点検 特定の溝橋等 幅員6m未満　橋長10mを超え15m以下	20	橋			単 14 号
定期点検 特定の溝橋等 幅員6m以上10m未満　橋長2mを超え5m以下	36	橋			単 15 号
定期点検 特定の溝橋等 幅員6m以上10m未満　橋長5mを超え10m以	26	橋			単 16 号
定期点検 特定の溝橋等 幅員10m以上20m未満　橋長2mを超え5m以	14	橋			単 17 号
定期点検 特定の溝橋等 幅員10m以上20m未満　橋長5mを超え10m以	1	橋			単 18 号
定期点検 特定の溝橋等 幅員10m以上20m未満　橋長10mを超え15m以	1	橋			単 19 号
定期点検 特定の溝橋等 幅員20m以上30m未満　橋長2mを超え5m以	2	橋			単 20 号
報告書作成	1	式			
報告書作成 幅員6m未満　橋長2mを超え5m以下	13	橋			単 21 号
報告書作成 幅員6m未満　橋長5mを超え10m以下	9	橋			単 22 号
報告書作成 幅員6m未満　橋長10mを超え15m以下	20	橋			単 23 号
報告書作成 幅員6m以上10m未満　橋長2mを超え5m以下	36	橋			単 24 号
報告書作成 幅員6m以上10m未満　橋長5mを超え10m以	26	橋			単 25 号
報告書作成 幅員10m以上20m未満　橋長2mを超え5m以	14	橋			単 26 号
報告書作成 幅員10m以上20m未満　橋長5mを超え10m以	1	橋			単 27 号
報告書作成 幅員10m以上20m未満　橋長10mを超え15m以	1	橋			単 28 号
報告書作成 幅員20m以上30m未満　橋長2mを超え5m以	2	橋			単 29 号

阿波市橋梁点検調査業務

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
直接経費	1	式			
旅費交通費(率計上分)	1	式			
電子成果品作成費(率計上分)	1	式			
橋梁点検車運転経費 29L	0.66	日			単 30 号
橋梁点検車運転経費 29.5L	4.42	日			単 31 号
交通誘導警備員B	10.16	人			
安全費 直接人件費*5%	1	式			
直接原価計	1	式			
その他原価	1	式			
業務原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
設計業務価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

阿波市

第　1 号 単価表

打合せ 中間1回

1　業務 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	1	人			
技師（B）	1.5	人			
技師（C）	0.5	人			
計					
単位当たり					

第　2 号 単価表

関係機関との協議資料作成

10　　機関 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	7	人			
技師（C）	5.5	人			
技術員	1.5	人			
計					
単位当たり					

第　3 号 単価表

計画準備 幅員6m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	1.3	人			
技師（A）	0.7	人			
技師（B）	1.2	人			
技師（C）	2	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　4 号 単価表

計画準備 幅員6m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	1.3	人			
技師（A）	0.7	人			
技師（B）	1.2	人			
技師（C）	2	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　5 号 単価表

計画準備 幅員6m未満　橋長10mを超え15m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	1.3	人			
技師（A）	0.7	人			
技師（B）	1.2	人			
技師（C）	2	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

阿波市

第　6 号 単価表

計画準備 幅員6m以上10m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	2.3	人			
技師（A）	1.4	人			
技師（B）	2.7	人			
技師（C）	3.8	人			
技術員	2.4	人			
計					
単位当たり					

第　7 号 単価表

計画準備 幅員6m以上10m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	2.3	人			
技師（A）	1.4	人			
技師（B）	2.7	人			
技師（C）	3.8	人			
技術員	2.4	人			
計					
単位当たり					

第　8 号 単価表

計画準備 幅員10m以上20m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	2.7	人			
技師（A）	1.6	人			
技師（B）	3.7	人			
技師（C）	5.1	人			
技術員	3	人			
計					
単位当たり					

第　9 号 単価表

計画準備 幅員10m以上20m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	2.7	人			
技師（A）	1.6	人			
技師（B）	3.7	人			
技師（C）	5.1	人			
技術員	3	人			
計					
単位当たり					

第　10 号 単価表

計画準備 幅員10m以上20m未満　橋長10mを超え15m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	2.7	人			
技師（A）	1.6	人			
技師（B）	3.7	人			
技師（C）	5.1	人			
技術員	3	人			
計					
単位当たり					

第 11 号 単価表

計画準備 幅員20m以上30m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
主任技師	3.1	人			
技師（A）	1.8	人			
技師（B）	4.7	人			
技師（C）	6.4	人			
技術員	3.6	人			
計					
単位当たり					

第　12 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員6m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	3.4	人			
技師（C）	2.7	人			
計					
単位当たり					

第　13 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員6m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	4.8	人			
技師（C）	3.4	人			
計					
単位当たり					

第　14 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員6m未満　橋長10mを超え15m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	6	人			
技師（C）	4	人			
計					
単位当たり					

第　15 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員6m以上10m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	4.2	人			
技師（C）	3.1	人			
計					
単位当たり					

第　16 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員6m以上10m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	6.4	人			
技師（C）	4.2	人			
計					
単位当たり					

第　17 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員10m以上20m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	5.2	人			
技師（C）	3.6	人			
計					
単位当たり					

第 18 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員10m以上20m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	7.8	人			
技師（C）	4.9	人			
計					
単位当たり					

第　19 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員10m以上20m未満　橋長10mを超え15m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	10	人			
技師（C）	6	人			
計					
単位当たり					

第　20 号 単価表

定期点検 特定の溝橋等 幅員20m以上30m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
技師（B）	8	人			
技師（C）	5	人			
計					
単位当たり					

第　21 号 単価表

報告書作成 幅員6m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　22 号 単価表

報告書作成 幅員6m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　23 号 単価表

報告書作成 幅員6m未満　橋長10mを超え15m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　24 号 単価表

報告書作成 幅員6m以上10m未満　橋長2mを超え5m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　25 号 単価表

報告書作成 幅員6m以上10m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第 26 号 単価表

報告書作成 幅員10m以上20m未満　橋長2mを超え5m以下

10　橋 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　27 号 単価表

報告書作成 幅員10m以上20m未満　橋長5mを超え10m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　28 号 単価表

報告書作成 幅員10m以上20m未満　橋長10mを超え15m以下

10　　橋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第 29 号 単価表

報告書作成 幅員20m以上30m未満　橋長2mを超え5m以下

10　橋 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
主任技師	0.4	人			
技師（A）	0.4	人			
技師（B）	0.9	人			
技師（C）	0.9	人			
技術員	1.3	人			
計					
単位当たり					

第　30 号 単価表　　橋梁点検車運転経費 29L

1　日 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 摘　要
運転手(一般)	1	人			
軽油	29	L			
橋梁点検車 最大地下深さ5m以上	1.4	台･日			
計					
単位当たり					

第 31 号 単価表

橋梁点検車運転経費 29.5L

1 日 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
運転手(一般)	1	人			
軽油	29.5	L			
橋梁点検車 最大地下深さ5m以上	1.4	台･日			
計					
単位当たり					

委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（再委託）

第２条　受注者は、次の各号に掲げるものを再委託することはできない。また、契約書の再委託の部分について「主たる部分」との記載がある場合、次の各号に掲げるものとする。

⑴ 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断等

⑵ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

２　受注者は、「軽微な業務」であるコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作について再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。

３　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

４　受注者は、設計業務等を再委託する場合、書面により下請人との契約関係を明確にしておくとともに、下請人に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、下請け人が、徳島県の一般競争入札及び指名競争入札参加資格者である場合については、指名停止期間中であってはならない。

（重点調査）

第３条　重点調査とは、競争入札により発注された設計等委託業務において、落札価格（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じ１円未満の端数を切り捨てた額。）が、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）に 10 分の 6 を乗じた額（1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

２　重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（「業務計画書」を含む。）」を作成し、契約締結後 7 日以内に監督員に提出しなければならない。

３　受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

４　重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

５　重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時（地質調査の検尺等を含む。）には、管理（主任）技術者又は専門担当技術者が出席(臨場)し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理（主任）技術者でなければならない。

（専門担当技術者）

第４条　重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しを除く監督員との協議及び立会時において、管理（主任）技術者の代わりに出席(臨場)できる専門担当技術者を定めることができるものとする。この場合、専門担当技術者通知書を契約締結後 7 日以内に監督員に提出しなければならない。また、この専門担当技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更した日から 5 日以内に監督員に専門担当技術者変更通知書を提出し、確認を受けなければならない。

２　専門担当技術者の資格要件は、下表に記載のとおりとする。

３　受注者は、専門担当技術者を定める場合には、同技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。ただし、実務経験を有する者を技術者とする場合は、技術者経歴書を監督員に提出しなければならない。

４　受注者は、専門担当技術者を定める場合には、同技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
５　専門担当技術者は照査技術者を兼ねることができない。

専門担当技術者の資格要件

業務内容	資格要件	
	（1）資格	（2）実務経験
測量業務	①測量士 ②測量士補	
設計業務	①技術士 ②認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定第３条第１項ロに該当すると認定された者） ③工学博士 ④RCCM ⑤技術士補 ⑥上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者	① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 18 年以上（大学院修了の場合、就学年数を実務経験とみなす。）の実務経験を有する者 ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 23 年以上の実務経験を有する者 ③ 学校教育法による高等学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 28 年以上の実務経験を有する者
地質・土質調査業務	①技術士 ②認定技術管理者（地質調査業者登録規定第３条第１項ロに該当すると認定された者） ③地質調査技士 ④技術士補 ⑤RCCM(地質、土質及び基礎に限る) ⑥上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者	

（管理技術者（設計業務））
第５条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後 7 日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から 5 日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し、確認を受けなければならない。
２　管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。
(1) 技術士
(2) 認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定第３条第１項ロに該当すると認定された者）
(3) 工学博士
(4) RCCM
(5) 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
３　受注者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
４　受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
５　管理技術者は、照査技術者が実施する照査結果の確認を行うものとする。

（照査技術者）

第６条　受注者は、成果物の照査を行う照査技術者を定め、照査技術者通知書を契約締結後７日以内に監督員に提出しなければならない。また、この照査技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から５日以内に監督員に照査技術者変更通知書を提出し、確認を受けなければならない。

２　照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行う者であり、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身により照査を行うものとする。

３　照査技術者は、管理技術者と同等の資格等を有する者であり、管理技術者を兼ねることはできない。

４　受注者は、照査技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。

５　受注者は、照査技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（管理技術者（地質・土質調査業務））

第７条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、別添の管理技術者通知書を契約締結後７日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から５日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し、確認を受けなければならない。

２　管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。

(1) 技術士

(2) 認定技術管理者（地質調査業者登録規定第３条第１項ロに該当すると認定された者）

(3) 地質調査技士

(4) RCCM（地質、土質及び基礎に限る。）

(5) 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者

３　受注者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。

４　受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（主任技術者（測量業務））

第８条　受注者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として主任技術者を定め、主任技術者通知書を契約締結後７日以内に監督員に提出しなければならない。また、この主任技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から５日以内に監督員に主任技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

２　主任技術者は、作業の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、測量士でなければならない。

３　受注者は、主任技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。

４　受注者は、主任技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（詳細設計照査要領）

第９条　本業務の次の詳細設計については、「詳細設計照査要領」（徳島県県土整備部）により照査を行うこととする。

２　照査技術者は、照査計画を作成のうえ設計業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

３　照査技術者は、業務完了時においては照査結果を照査報告書としてとりまとめ、提出しなければならない。

（建設副産物対策）

第１０条　設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行い、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

（数量集計表の提出について）
第１１条　本業務の数量集計表は、工事工種体系及び土木工事数量算出要領（徳島県県土整備部）を厳守して作成し、印刷物とウィルスチェック済みの電子媒体による提出を義務づける。

（土工数量書等の提出について）
第１２条　本業務の土工計算書等について、監督員は印刷物の提出にあわせ、ウィルスチェック済みの電子媒体（Microsoft Excel ファイル）による提出を求めることができるものとする。

（電子納品）
第１３条　本業務は、電子納品実証実験対象業務とする。
(1) 電子納品とは、調査、設計等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
(2) 電子データとは、各電子納品要領(案)等に示された方法に基づいて作成されたものを指す。
(3) 各電子納品要領(案)等とは、国土交通省が作成した要領・基準(案)等をいう。
(4) なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。
２　受注者は、電子納品において発生する問題点等を把握するためのアンケート調査に協力をしなければならない。

（成果品）
第１４条　成果品は、紙による報告書等を２部、各電子納品要領(案)等に基づいて作成した電子データを電子媒体で１部提出する。各電子納品要領(案)等で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

（ウィークリースタンス）
第１５条　本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組むよう努めなければならない。
(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
２ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）
第１６条　本業務においては、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表の作成に努めなければならない。
２ 受注者は，業務スケジュール管理表を作成する場合、初回打合せ後速やかに提出し、中間打合せ時等、必要に応じて修正するものとする。